令和2年度予算編成方針について

【1】令和2年度予算の基本的な考え方

国の月例経済報告(令和元年9月)によると、「景気は、輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかに回復している。」としつつも、先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるが、通商問題を巡る緊張の増大が世界経済に与える影響や、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるなど、不透明な状況が続く中、今後の社会経済動向を注視していく必要がある。

こうした状況の中で、当市の財政状況は硬直化が続いており、国勢調査人口の減などに伴う普通交付税の減額や、公共施設等の老朽化対策に伴う財政需要が見込まれるなど、厳しい状況を迎えている。

さらに、将来的な人口減少と少子高齢化社会の中、様々な課題に対する取組など、市を取り巻く財政状況は一層厳しさを増しており、引き続き、厳しい財政運営が予想される。

また、国の予算編成や地方財政対策の動向と取組などに留意しつつ、 市予算に対する様々な影響を考慮し、今後の適正な対応が求められる。

従って、費用対効果を考え、行政評価を実施しつつ、市民の目線に立った真に必要な施策と事業を選択し、限られた財源でより効果的な施策の展開を図るため、事業の一層の優先順位付けと予算の更なる重点化に向けた最大限の取組が必要である。

この状況を職員全員が十分に認識した上で、限られた財源を目標達成のための事業に投資し有効活用するため、徹底した行政評価と行財政改革を進めながら、健全な財政運営の確保を図りつつ、令和2年度は、引き続き、地方創生に向けた着実な取組と、主要な施策と事業の更なる重点化を図りながら、戦略的かつ着実に、第5次総合計画後期基本計画及び美濃市版まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた基本目標の達成に向けて努めなければならない。

よって、現場主義を徹底し、市民からの意見や声のもと、市民満足度の向上を図るため、優先順位の洗い直しによる施策と事業の選択及び予算の更なる重点化を図りながら、施策の基本目標の実現に向けた事業を推進し、行財政改革の歩みを着実に進めつつ、次世代への過度な負担を残さない、住みたい 住み続けられる「笑顔あふれる元気な美濃市」に向けた、持続可能なまちづくり予算を編成する。

【2】予算編成の背景

1 国の予算編成について

政府は、東日本大震災からの復興・創生及び平成28年(2016年)熊本地震からの復旧・復興に向けて取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくため、「経済財政運営と改革の基本方針2019」~『令和』新時代:『Society5.0』への挑戦~」、「成長戦略実行計画」等に基づき、潜在成長率の引上げによる成長力の強化に取り組むとともに、成長と分配の好循環の拡大を目指すとし、さらに、誰もが活躍でき、安心して暮らせる社会づくりのため、全世代型社会保障を実現するとしている。また、10月の消費税率の引上げが、経済の回復基調に影響を及ぼさないよう、経済財政運営に万全を期すとし、平成30年度補正予算及び臨時・特別の措置を含む令和元年度予算については、迅速かつ着実に執行するとしている。

「令和2年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」においては、令和2年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、引き続き、「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むべく、歳出全般にわたり、平成25年度予算から前年度当初予算までの安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしている。よって、義務的経費についても、定員管理の徹底も含め、聖域を設けることなく、制度の根幹にまで踏み込んだ抜本的な見直しを行い、可能な限り歳出の抑制を図るとともに、予算の重点化を進めるため、「基本方針2019」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」等を踏まえた諸課題について、「新しい日本のための優先課題推進枠」を措置するとしている。

予算編成過程における検討事項としては、要求・要望にかかる施策・制度の抜本的見直しや各経費間の優先順位の厳しい選択を行うことにより、真に必要なニーズに応えるため精査を行い、平成25年度予算から前年度当初予算までの安倍内閣の歳出改革の取組を基調とした効率化を行うとし、その際、民間需要や科学技術イノベーションなどの誘発効果が高いもの、緊急性の高いもの、規制改革と一体として講じるものを重視し、プライマリーバランスの改善に向けて、当初予算のみならず、補正予算も一体として歳出改革の取組を進めるとしている。

消費税率引上げに伴う増(「基本方針2018」における「消費税率引上げとあわせ行う増(これまで定められていた社会保障の充実、『新しい経済政策パッケージ』

で示された『教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保』及び社会保障4経費に係る公経済負担)」及びこれらと一体的な経費)について、その対前年度からの増加の取扱いについては、消費税の収入、地方消費税の収入及び社会保障の給付の重点化及び制度の運営の効率化の動向等を踏まえ、予算編成過程で検討するとしている。また、消費税率引上げに伴う社会保障4経費以外に係る公経済負担の取扱いについては、予算編成過程で検討するとしている。

さらに、消費税率引上げ前後の需要変動の平準化を図り、経済の回復基調に影響 を及ぼさないように万全を期す観点から、歳出改革の取組を継続するとの方針とは 別途、消費税率引上げの需要変動に対する影響の程度や最新の経済状況等を踏まえ、 適切な規模の「臨時・特別の措置」を講ずるとし、その具体的な内容については、 予算編成過程において検討するとしている。

2 地方財政について

国(総務省)は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和元年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとし、地方交付税については、本来の役割が適切に発揮されるよう総額を確保するとともに、交付税率の引上げを事項要求としている。

令和2年度の地方財政の課題としては、「人づくり革命、地方創生の推進等の重要課題への対応」として、地方団体が、少子高齢化に対応した人づくり革命や、防災・減災、国土強靭化をはじめとする暮らしの安全・安心の確保などの取組を進めるとともに、新たなまち・ひと・しごと創生総合戦略の下においても、引き続き、地域の実情に応じ、自主性・主体性を最大限発揮して地方創生を推進することができるよう、安定的な税財政基盤の確保、「地方の一般財源総額の確保と地方財政の健全化等」として、新経済・財政再生計画を踏まえ、国の取組と基調を合わせて歳出の重点化・効率化に取り組むとともに、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和元年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保、地方分権推進の基盤となる地方税収を充実確保しつつ、税源の偏在性が

小さく税収が安定的な地方税体系を構築、地方法人課税における新たな偏在是正措置と地方のための活用、「スマート自治体等の推進と財政マネジメントの強化」として、行政のスマート化に向けた取組やICTインフラの整備推進、公共施設等の適正配置や老朽化対策等の推進、財政状況の「見える化」、水道・下水道の広域化等の公営企業の経営改革など、地方団体の財政マネジメントの強化を挙げている。

地方の現状は、地方交付税や臨時財政対策債等の減額の影響、社会保障費の増加、公共施設の老朽化に伴う更新等による財政需要の増加など、大幅な財源不足が生じており、地域間格差が拡大している。また、令和元年度末においても194兆円の多額の長期債務残高を抱える見込みであり、極めて厳しい財政状況が続いている中、行財政改革を行いつつ、住民サービスの維持に努めてきている。

景気は、緩やかに回復しているとされているものの、海外経済の動向と政策に関する不確実性等が懸念される中、景気が悪化する可能性もあり、企業収益・設備投資の増加や雇用・所得環境の改善が進まず、税収は個人・法人ともに大幅に減少するなど、さらに厳しい状況も予想される。長期的には少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増大が見込まれる一方で、市税収入の減少や地方交付税の減額、国庫補助金等の見直しによる影響等も含め、一般財源総額の確保は厳しいものと想定され、令和2年度においても、より一層の歳出削減や徹底した行財政改革の推進など、財政の健全化に取り組んでいかなければならない。

3 本市の財政状況について

令和元年度の財政運営は、国の地方財政計画に基づく普通交付税や臨時財政対策 債の増減額、各種交付金の増減額、市税の増減による全体の財源不足額を見込みな がら、総合計画後期基本計画の具体的な事業の推進に積極的に取り組みつつ、持続 可能な健全財政の運営に努めている。

平成30年度決算では、市税収入は30億3千万円で、対前年度比4百万円の増、普通交付税は21億1千万円で、対前年度比3千万円の増となったが、令和元年度では、普通交付税の交付決定額は21億2千万円となり、対前年度比1千万円の増、臨時財政対策債の発行可能額は2億7千万円となり、対前年度比7千8百万円の大幅な減となり、一般財源の減額が生じている。また、財政の弾力性を示す経常収支比率は、平成30年度決算では経常的一般財源等の増及び経常的経費充当一般財源等の減により、平成29年度決算の94.1%から92.0%となり、2.1%改善したものの、令和2年度からは会計年度任用職員制度の施行に伴う経常的経費の増加や公債費の増加が見込まれるなど、経常収支比率の上昇が想定される。

市債については、令和元年度末の借入金残高の見込みが、一般会計で69億円、 特別会計及び企業会計で120億円(うち公共下水道64億円、病院32億円)、全会 計では189億円であり、依然として高い借入金残高を抱えており、一般会計から 公営企業会計に対する公債費充当繰出金が多額となっている。(主に下水道特別会計、 病院事業会計。)

平成30年度決算に基づく財政の健全化判断比率は、実質公債費比率については10.8%から10.4%となり、わずかに改善された。将来負担比率については36.5%から27.5%となり、一定の改善は見られたものの、県内の市で5番目に高い将来負担比率(県内速報値公表時点)となっており、施設の老朽化対策や防災・減災対策など、今後の財政需要が見込まれる中、令和2年度も引き続き、限られた一般財源を考慮した財政運営と、将来を見据えた財政の健全化判断比率の改善が必要かつ重要となっている。

※実質公債費比率

市の一般会計の借入金の返済額やこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標。比率が高まると、地方債の発行の制限や、財政の弾力性が一層低下していく。 一般会計が負担した元利償還金・準元利償還金の標準財政規模に対する比率。

※将来負担比率

市の一般会計の借入金や将来支払っていく負担等を指標化し、将来財政を圧迫する度合いを示す指標。比率が高まると、将来の財政運営が一層圧迫されていく。一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

※経常収支比率

経常的一般財源の総額に占める経常的経費充当一般財源の割合。一般会計の財政の硬直化 を示す指標。

令和2年度は一般財源の増加が見込めない中、景気回復が鈍化する可能性もあり、持続可能で健全な財政運営を確保するためには、<u>市税収入や各種交付金の減額に加え、国庫補助・交付金の抜本的な見直し、地方交付税の更なる減額や算定見直し、</u> <u>臨時財政対策債の減額、県補助金の減額などを想定して、厳しい財政状況を考慮し</u> た財政運営を進めなければならない。

引き続き、本市の厳しい財政状況を踏まえ、職員全員が真の行財政改革に取り組み、経常収支比率マイナス 0.5%をはじめ、全庁一丸となって持続可能な健全財政の運営に努めつつ、令和 2 年度は総合計画後期基本計画の最終年度であることから、本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略における「人口減少対策」及び「地域経済活性化対策」を意識し、市の特色を活かした魅力あふれるまちづくりに向けて取り組むべく、重点目標の達成に向けた事業については、予算を重点化して確保し、施策の好循環を生み出し、持続可能で将来の発展とまちづくりにつながる予算配分を行うこととする。

【3】市の予算編成方針について

- I 一般会計の予算編成方針
- 1 基本方針
- (1) 真に必要な事業を推進するための、施策の優先順位の洗い直しと施策と事業の選択による予算の更なる重点化

「地方創生」の下、市の「人口減少対策」及び「地域経済活性化対策」を意識 し、「美濃和紙伝承」「地域活力発展創造」「地域居住増加継続」「子育て環境改 革」「健康年齢向上」「自然環境回帰」をテーマとした市の特色を活かした事業、 将来の発展と魅力あるまちづくりにつながる事業について、市民目線による必要 な施策にしぼりつつ、施策と事業の選択による予算の更なる重点化を行い、限ら れた財源の中でより効果的な施策の展開(最少費用で最大効果)を図ること。

超高齢社会において、特に「健康年齢向上」を重点項目として、「健康年齢 5 歳 アップ」につながる事業について、各部局課内で事業内容等を検討し、予算要求 に反映すること。

各部局課内マネジメントを強化し、事業の費用対効果を検証した上で、<u>必要不可欠な事業の優先順位の洗い直しを行い、特殊要因を除き、原則として、消費税率の</u>引上げを反映したR元・当初予算額対比ゼロシーリングとする。

限られた人員により施策と事業を推進するため、増大している国及び県の関連 事務事業については、人員増が伴わないよう既存事業の検証評価と見直しを行う とともに、事業効果が出ていない、効果が小さいなど、優先順位の低い事業(事 務事業を含む)については、1つ以上廃止又は終期設定を行うよう努力し、各部 局課内で主体的かつ責任を持って、実施する事業を重点化し、予算を編成すること。 なお、新規事業の構築にあたっては、スクラップアンドビルドを原則とする。

(2) 総合計画後期基本計画及び美濃市版まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進と市民との協働によるまちづくり

後期基本計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の重点施策を着実に実行するための予算とし、市民との協働により、住みたい 住み続けられる「笑顔あふれる元気な美濃市」に向けた、持続可能な魅力あるまちづくり予算を編成する。

現場主義の下、積極的に「現場へ出かける行政」を推進するため、市民への十分な事業説明等を含め、事業運営手法等について改めて検討すること。

(3) 行財政改革の推進による持続可能な財政運営

厳しい財政状況を十分に認識し、引き続き、行財政改革により無駄を排除し、 持続可能な健全財政の運営に努め、健全化判断比率及び経常収支比率を改善する。 ゼロベースの視点に立ち、事務事業を再構築すること。

公共施設の適正な維持管理と最適配置のため、公共施設等総合管理計画等に基づき、今後の公共施設の在り方と効果的かつ効率的な活用に向けて、統廃合も含めた検討を十分に行い、個別施設計画を策定(令和2年度まで)するとともに、施設の予防保全による長寿命化を図りつつ、ライフサイクルコストの縮減を行う。

2 基本方針に対する心得

(1) 持続可能な予算、年間総合予算として編成

次世代への過度な負担を残さない、持続可能なまちづくり予算を編成するため、 厳しくかつ的確に根拠を持った適正な予算要求に努め、実施計画を踏まえた年間 総合予算とする。

(2) 市債の発行抑制による公債費負担(将来負担額)の軽減

市債を活用しつつも、実質公債費比率及び将来負担比率の更なる引き下げに努め、世代間における財政負担の公平化と将来負担額の軽減などの観点から、発行を極力抑制し、普通交付税措置のある有利な適債事業を選択する。

(3) 徹底した歳入の見直しと受益と負担の適正化等(施設使用料等の改定)

一般財源の確保に向け、市税等の収納率の向上や、受益と負担の適正化の総点 検により、使用料や手数料等の見直しを着実に行うとともに、新たな財源の掘り 起こしや創意工夫による自主財源の確保に努める。

施設使用料等については、引き続き、全庁的に見直しを行う。特に使用料については、受益者負担の適正化と公平性の観点から、施設維持管理経費等に対する費用対効果を踏まえ、実態に即した適正な料金設定を行うため、設定基準にかかる必要な見直しを行う。

(4) 徹底した歳出の削減(経常経費削減努力及び不用額の縮減)

歳出全般にわたる徹底した見直し(補助団体の統合、補助金額の見直し、借用 土地建物の必要性及び借地料等の契約の見直しなど)を行い、一層の経費削減を 図る。各部局課内間の連携調整による横断的な歳出の削減と抑制を図る。 経常的経費(事務的・管理的経費)は、引き続き、可能な限り削減努力する。 一般会計から特別会計及び企業会計に対する繰出金(負担金・補助金等)についても、引き続き、可能な限り削減に努める。

補助金や負担金(各種団体運営補助金・イベント補助金を含む)についても、 実績と補助効果を十分に検証した上で所要額を把握し、必要に応じて減額する。

(5) 行政評価による施策と事業全般の見直し及び市民協働型事業手法の導入

令和2年度においても、新規事業についても聖域とせず、全ての事業について 行政評価(施策・事務事業評価)により、長期的、短期的、両側面から、<u>その目的と有効性、経済性や事業効果等を十分に検証し、事業の拡充、事業の廃止を含めた見直しを徹底する。</u>また、横断的な視点で全庁的な連携を密にし、創意と工夫による効果的な施策の展開を図るとともに、市民提案(ワークショップの開催等)や道普請方式といった市民協働型の事業手法を積極的に取り入れる。

(6) 国及び県の予算編成方針や施策、経済対策等の動向に柔軟に対応するよう、 今後の情報には十分に注視すること。

各省庁及び県からの情報については、総務課まで随時情報提供すること。

Ⅱ 特別会計及び企業会計の予算編成方針

特別会計及び企業会計の予算は、一般会計に準じて歳入(収入)・歳出(支出)と もに徹底した見直しを図るとともに、利用料金(使用料)や保険料等の特定収入を もって運営経費を賄うべきであるとの独立採算の原則に立ち、一層の適正な収入確 保に努め、長期的な収支見通しを把握した上で、予算を編成すること。

国民健康保険特別会計については、県が財政運営の責任主体となる新制度に移行 して3年目となるが、改めて制度改正等に留意して、予算を編成すること。

介護保険特別会計については、令和2年度からの制度改正等に留意して、予算を 編成すること。

公営企業会計については、適正な収入確保に取り組むとともに、施設の在り方に ついて十分に検討した上で、経営戦略等に基づき、経営基盤の強化に向けた適正な 維持管理と効率化、経営合理化による経費削減を図り、一般会計への依存を可能な 限り圧縮すること。

また、今後の公営企業会計の適用拡大(令和5年度までに移行)(農業集落排水事業・公共下水道事業)にあたっては十分に留意し、計画的に準備対応すること。